

日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜第8団育成会規約

第一章 総則

第1条（名称および呼称）

1. 当団体は、「日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜第8団育成会」（以下「育成会」という）とする。
2. 育成会は、「ボーイスカウト横浜第8団育成会」または「横浜第8団育成会」と略称することができる。
3. 育成会は1959年（昭和34年）6月11日に設立された。

第2条（所在地）

育成会の本拠地は、育成会長の自宅に置く。

育成会長名 尾崎正明

住所 222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名5-2-2-8

第3条（目的）

育成会は、ボーイスカウト横浜第8団の存続を維持し、またスカウトの教育に必要な施設と経費について責任を負うことを目的とする。

第4条（会務）

育成会は、第3条に規定する目的を達成するため、次の事項を行う。

- （1） 5名以上の団委員を選出し、団委員会を組織する。
- （2） 団の運営に要する財源を調達する。
- （3） 第3条に規定する目的を達成するために必要なその他の事項を実施する。

第二章 構成

第5条（構成員）

1. 育成会は、ボーイスカウト横浜第8団に在籍するスカウトの父母（または保護者）である正会員と、その他スカウト運動に賛同する賛助会員とで構成する。
2. 本会の構成員は奉仕の精神を有する成人であることとする。
3. 前項の規定にかかわらず公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に登録したスカウト（主および従登録いずれも含む）は構成員とはなれない。

第6条（資格）

1. 1名以上のスカウトの入団により、その保護者は自動的に育成会員の資格を得るものとする。
2. 育成会員に該当しない者は、書面による申し込みを行い所定の会費を納付することで、賛助会員となることができる。ただし、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に登録した指導者は、自動的に賛助会員となる。
3. 同一世帯のスカウトがすべて退団することにより、育成会員はその資格を喪失する。ただし、希望により同一年度内に限り、賛助会員として留まることができる。
4. 賛助会員は、書面による退団届をもってその資格喪失する。

第7条（役員）

1. 育成会の運営のため、育成会員の中より下記の役員を選出する。
 - （1） 育成会長 1名
 - （2） 副育成会長 若干名
 - （3） 会計 1名
 - （4） 幹事 若干名
2. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
3. 役員に欠員が生じたときは、後任者を選ぶ。後任者の任期は、前任者任期の残余期間とする。

第三章 監査役

第8条（選任）

1. 育成会は、育成会の運営が適切に行われていることを担保するために、1名以上の監査役を選任しなければならない。
2. 監査役は育成会総会により選任される。
3. 監査役の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 監査役に欠員が生じたときは、後任者を選ぶ。後任者の任期は、前任者任期の残余期間とする。

第9条（任務）

監査役は、団および育成会の運営・経理について監査を行うとともに、必要に応じて助言を行う。

第10条（兼務の禁止）

監査役は、育成会役員・団委員・隊指導者を兼務してはならない。

第四章 総会

第11条（開催）

1. 育成会は、年1回以上総会を開催しなければならない。
2. 総会は育成会長がこれを招集する。

第12条（総会）

1. 総会は次の事項につきこれを審議・決定する。
 - （1） 会務および事業報告に関する事項
 - （2） 規約の変更に関する事項
 - （3） 育成会の予算および決算に関する事項
 - （4） 育成会役員の選任に関する事項
 - （5） 監査役の選任に関する事項
 - （6） その他必要と認められた事項

2. 総会は次の事項につきこれを審議・承認する。

- (1) 団委員の任命・委嘱に関する事項
- (2) 各隊指導者の任命・委嘱に関する事項
- (3) その他必要と認めた事項

3. 育成会長は総会において、次の事項について報告を行う。

- (1) 団および各隊の予算および決算に関する事項
- (2) 団および各隊の活動報告・活動計画に関する事項
- (3) その他必要と認めた事項

第13条（議決）

1. 総会における議決は、出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
2. 総会においては、育成会員は1世帯あたり1票、賛助会員は1名につき1票の議決権を有する。

第14条（議長）

1. 総会における議長は、出席者の互選により定める。
2. 団委員長・育成会長・財務担当団委員・会計担当団委員・監査役は、議長を務めることはできない。

第五章 会計

第15条（育成会資金の管理）

1. 育成会の資金の管理は、会計（正）担当役員（以下「育成会会計」という）がこれを行う。
2. 育成会会計は、活動資金を別途保管する口座を設定しなければならない。
3. 育成会会計が設定する口座の名義は、各々、次のとおりとする。

（「〇〇〇〇」は代表者となる育成会会計または育成会長の氏名）

ボーイスカウト横浜第8団育成会 代表者 〇〇〇〇

第16条（育成会会計の本拠地）

育成会会計の本拠地は、育成会会計の自宅に置く。

第17条（団および各隊の会計）

団および各隊の会計規則については、別途これを定める。

第18条（会計年度）

育成会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第六章 納付金

第19条（育成会費）

1. 育成会員は、1世帯当たり年間12,000円の育成会費を納付するものとする。
2. 期中に育成会員となったものは、当該残期間分を月割り（端月数切り上げ）で納付するものとする。
3. 期中において育成会員の資格を喪失した場合においても、納付された育成会費は返金しない。
4. 世帯において、所属するスカウトがローバースカウトのみである場合は、育成会費を50%減額する。
5. 休隊期間中においても、年間の育成会費を納付する。
6. 前項にかかわらず団規則第31条（休隊にともなう費用の免除）の手続きを経た場合は同規則に則り育成会費の納付を免除する。

第20条（賛助会費）

1. 賛助会員は、年間1口2,000円の賛助会費を1口以上納付する。
2. 退会による返金は行わない。

第21条（団委員登録費）

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に登録せず団委員としての責務を負うものは、団委員登録費として年間5,000円を育成会に納付しなければならない。ただし、育成会長および副育成会長・監査役は、これを免除する。

第七章 その他

第22条（規約の改定）

本規約の改定には、総会における出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条（その他）

1. 本規約に定めのない事項については、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の定める教育規定に準拠するものとする。
2. 本規約の制定に伴い、「ボーイスカウト横浜第8団育成会規約」はこれを廃止する。

付則 本規約は、2023（令和5）年5月14日開催の総会における議決をもって、2023（令和5）年4月1日に遡及して改正実施する。